特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和3年12月1日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

Ι	基本情報
	(別添1)事務の内容
Π	特定個人情報ファイルの概要
((別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
	予防接種事務の概要 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに杉並区小児任意予防接種費用助成事業 実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から 予防接種を実施するための事務。
	1. 疾病と予防接種の対象者 以下の(1)~(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)~(16)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。(17)については「臨時接種」という。 (1)ジフテリア ①生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
	②十一歳以上十三歳未満の者 (2)百日せき 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 (3)急性灰白髄炎 生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 (4)麻しん
	①生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 ②五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの (5)風しん
	①生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 ②五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの (6)日本脳炎
	①生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者 ②九歳以上十三歳未満の者 (7)破傷風
	①生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者 ②十一歳以上十三歳未満の者 (8)結核 生後一歳に至るまでの間にある者
	(9) Hib感染症 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (10) 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) 生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者 (11) ヒトパピローマウイルス感染症 十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する 年度の末日までの間にある女子 (12) 水痘 生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
	(13) B型肝炎 生後一歳に至るまでの間にある者 (14)ロタウイルス 1価・・・生後24週に至るまでの間にある者 5価・・・生後32週に至るまでの間にある者 (15) インフルエンザ (15) インフルエンザ
	①六十五歳以上の者 ②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの (16)肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) ①六十五歳の者
	②六十歳以上六十五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの(17)新型コロナウイルス 十二歳以上の者
	なお、まん延予防上、緊急の必要があると認めるときは、国の指示により臨時の予防接種を実施する。
②事務の内容 ※	2. 事務の内容 (新型コロナウイルスを除く) ①予診票の発行 住民基本台帳(以下、「住基」という。)の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者」の各年齢要件に 該当するまででは、それぞれの種類の予防接種の予診票を作成・発行する。
	②予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し予診票の再発行を行う。 ③予防接種記録の管理 契約医療機関からの提出を受理し、接種
	記録を入力・管理する。 ④接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、接種種類の通知を行う。
	⑤予防接種依頼書の発行 本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、 予防接種の依頼書を作成し、発行する。

⑥予防接種実施報告書の送付

他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体 の長に報告書を送付する。報告書には予診票の写しを添付する。

⑦知事への報告

予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。

⑧予防接種による健康被害の救済

予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療 費及び医療手当等の給付を行う。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)(以下、「番号法」という。)の別表第二に基づいて区は、予防接種に関する事務において、情報提供 ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。ま た、他機関からの情報照会に対応する為に、予防接種の事務に係る特定個人情報を中間サーバーに 登録する。情報提供ネットワークによる情報照会・提供を行う事務は、②、③。

3. 事務の内容(新型コロナウイルス)

①接種券の発行

住基の情報を基に、「1.疾病と予防接種の対象者(17)」に該当する者に対し、予防接種の接種券を 作成・発行する。

②接種券発行履歴の登録

ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。

③接種券の再発行

住基の情報を基に、接種券を紛失等した者に対し接種券の再発行を行う。

④予防接種記録の管理

医療機関等で予防接種を受けた区民の接種状況について、当該医療機関等から接種状況を記録し た予診票を受理し、当該履歴をもとに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ入力・管理し、他 市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。

- ⑤予防接種による健康被害の救済 上記28同内容
- ⑥予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付を行う。

③対象人数 30万人以上]

く選択肢と 1) 1,000人未満

- 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上
- 2) 1,000人以上1万人未満4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

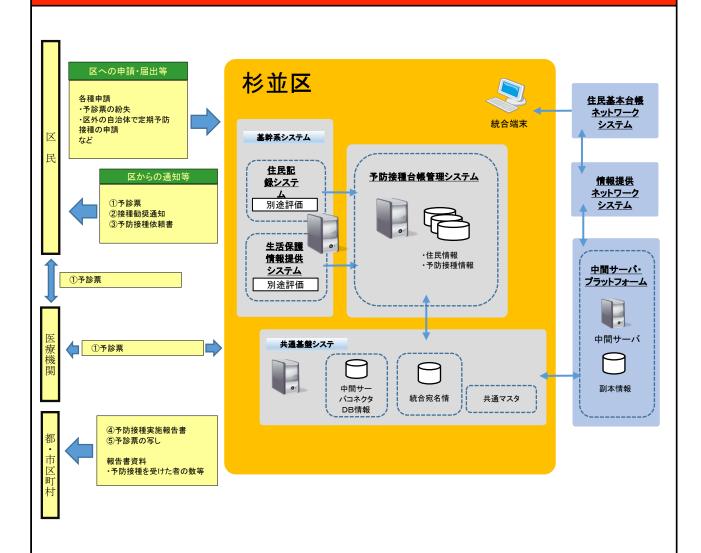
システム1

20,7 AT	
①システムの名称	予防接種台帳管理システム
②システムの機能	1.予診票の交付 ・住基情報及び過去の接種履歴を用いて予診票の作成・発行処理を行う機能。 2.接種記録の管理 ・各予防接種の接種記録の登録処理を行う機能。 3.接種勧奨 ・過去の接種履歴等から未接種者への接種勧奨を行うための宛名ラベル等を出力する機能。 4.住基等異動情報の連携 ・住基情報、生活保護(以下、「生保」という。)の情報の各異動データの連携処理を行い、接種対象者の情報の正確性を保つ機能。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (生活保護情報提供システム、中間サーバコネクタ

システム2		
①システムの名称	中間サーバコネクタ	
②システムの機能	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求、及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(または個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの4情報(住所、氏名、生年月日、性別。以下「4情報」の表示がある場合は全て同じ)提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
②州のシフニノトの地体	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (予防接種台帳管理システム、中間サーバ・プラットフォーム)	
システム3		
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム	
中間サーバ・プラットフォーム		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 就務システム [] が務システム [O] その他 (中間サーバコネクタ)	

システム4		
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	
②システムの機能	 接種記録の管理 接種対象者・接種券発行登録及び接種記録の登録を行う機能。 転出・死亡時等のフラグ設定 予防接種台帳管理システムから、転出・死亡情報が日時更新・連携され、フラグが設定される機能。 情報照会機能 情報照会機能は、連携対象者の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会を行う機能。 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能は、情報照会要求の受領及び接種記録の提供を行う機能。 接種記録取り込み機能 接種記録をエクセル形式で抽出し、また、取り込む機能。 	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム	
	[〇]その他 (予防接種台帳管理システム)	
3. 特定個人情報ファイル	名	
予防接種情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。	
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	
6. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項	
7. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	杉並保健所保健予防課	
②所属長の役職名	保健予防課長	
8. 他の評価実施機関		
-		

(別添1) 事務の内容

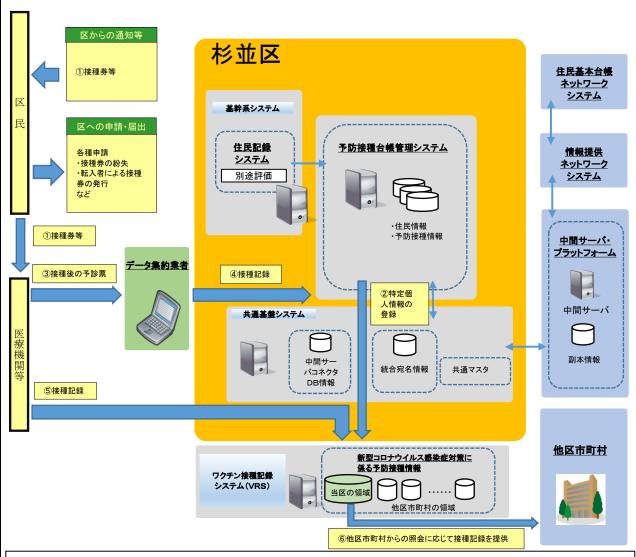


予防接種事務では、各種申請・届出を窓口・郵送で受け付け、結果の通知等を発行し、窓口渡し又は郵送する。

- ●住基の情報を基に、各年齢要件に該当する者に対し、それぞれの種類の予防接種の①予診票を作成・発行する。
- ●住基の情報を基に、予診票を紛失等した者に対し①予診票の再発行を行う。
- ●契約医療機関で予防接種を受けた区民の①予診票について当該医療機関からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。
- ●伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて区民に対し、②接種勧奨通知を送付する。
- ●本人(乳幼児においては保護者)からの申請に基づき、区外の自治体で定期予防接種をする場合、③予防接種依頼書を作成し、発行する。
- ●他自治体の長からの定期予防接種の実施依頼を受けて予防接種を実施した場合、依頼元の自治体の長に④予防接種実施報告書を送付する。報告書には⑤予診票の写しを添付する。
- ●予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数等を東京都知事に報告する。
- ●予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。

(備考)

(別添1) 事務の内容(新型コロナウイルス感染症対策に係る事務)



新型コロナウイルス感染症対策に係る事務では、

- ●住基の情報を基に、接種対象者に対し①接種券等を作成・発行する。
- ●予防接種台帳管理システムから②特定個人情報(個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号および属性情報(氏名・生年月日・性別))をLGーWANによりワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。
- ●住基の情報を基に、接種券再発行の申請・届出を窓口・郵送で受け付け、窓口渡し又は郵送する。
- ●医療機関等で③予防接種を受けた区民の予診票について、データ集約業者によりCSV化し、④接種記録を予防接種台帳管理システムに登録する。
- ●医療機関等で予防接種を受けた区民の⑤接種記録について、タブレット端末にて取得し、ワクチン接種記録システム(VRS)に登録する。
- ●転出者について、⑥転出先市区町村からの照会に応じて接種記録を提供する。
- ●予防接種等を受けた者が疾病にかかり障害の状態となり、又は、死亡した場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。
- ●新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券情報を入力、印刷する。

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル	
②対象となる本人の数	<選択肢>	
③対象となる本人の範囲 >	杉並区に住民登録がある予防接種事業の対象となる者	
その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種対象者を 規定するため必要。	
④記録される項目	<選択肢> [50項目以上100項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [〇]個人番号 [〇]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 []と活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []である。	
その妥当性	○識別情報 ・個人番号・・・手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 ・・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報・・・予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。 ・生活保護・社会福祉関係情報・・・生活保護受給者については、B類疾病の予防接種が免除対象となるので、生活保護の受給状況に関する情報が必要である。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	杉並保健所保健予防課、保健サービス課、保健福祉部管理課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[〇] 本人又は本人の代理人	
	[〇] 評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、保健福祉部福祉事務所)	
11= v	[]行政機関・独立行政法人等 ()	
①入手元 ※	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)	
	[O]民間事業者 (医療機関)	
	[O]その他 (自部署)	
	[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
@1#+#	[]電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム	
②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	
③入手の時期・頻度	住民基本情報: (入手元)区民生活部区民課 (入手頻度・時期)バッチ処理による日時連携 (入手方法)庁内連携システム 生活保護情報: (入手元)保健福祉部福祉事務所 (入手旗度・時期)バッチ処理による月次連携 (入手方法)庁内連携システム 接種記録: (入手元)・接種を行った医療機関又は本人等 (入手殖度・時期)・入手元が医療機関の場合は月1回、入手元が本人等の場合は随時 (入手方法)紙 予防接種による健康被害救済の申請: (入手元)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)随時 (入手方法)紙 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: (入手元) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: (入手元) 転入者本人又は転出先市区町村 (入手頻度・時期) 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) 転出先市区町村からの接種記録の照会を受ける都度 (入手方法) 入手元が転入者本人の場合は紙 入手元が転出先市区町村の場合は行りチン接種記録システム(VRS) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付: (入手力)接種を行った本人等 (入手頻度・時期)接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)紙	

		1
④入手に係る妥	名当性	・住民基本情報:庁内連携システムを使用して入手する住民基本情報については、本人等からの申請を受けた都度入力する必要があり、法令等に基づく接種対象者であることの確認をおこなうものである。 ・生活保護情報:庁内連携システムを使用して入手する生活保護情報については、実費の徴収の有無について確認をおこなうものである。 ・接種記録: 医療機関や本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の8に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に基づいて入手している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: ①当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ②当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示		・庁内連携システムの場合は、番号法第19条8号および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、区へ接種記録を提出されることを明記し、署名を得ている(予防接種法施行令第6条の2)。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び第11条に明記している。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策に係る予防接種事務において、当区への転入者から入手する場合は、接種者の同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。
⑥使用目的 ※		・伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するにあたり、予防接種対象者を正確に把握するとともに、予防接種に関する記録の適正な管理を図るために使用する。
変更	の妥当性	_
@### - \ \\	使用部署	杉並保健所保健予防課、保健サービス課、保健福祉部管理課
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上

⑧使用方	法 ※	・各届出、申請を受付するにあたって書類の内容に不備のないことを確認するために本特定個人情報ファイルが保有する情報を参照する。 ・区の窓口で受付した各届出、申請内容について予防接種に関する過去の接種履歴として、登録・管理する。 ・接種履歴は各届出、申請を受付時に書類の記載等の不備がないことを確認するために参照する。 ・予診票発行等に際し、予防接種情報を使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合 ※	・上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ効率的に行うために、個人コード(内部番号)を突合キーとして、基幹系システムから転送される4情報及び生活保護受給情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。その際、転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ当処理を行う。
	情報の統計分析 ※	・厚生労働省への接種状況報告を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	・予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)
9使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない
		(3)件
委託	事項1	予防接種システム運営業務
①委託	托内容	予防接種システム等の問合せ対応、バージョンアップ対応、障害対応等の保守業務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても 取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		日本コンピューター株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		中間サーバコネクタの運用保守業務
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの全体] 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの運用保守全般を委託しているため、そのシステムが取扱う特定個人情報ファイルについても 取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への 当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	事項3	ワクチン接種記録システム(VRS)運営業務						
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等						
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢>						
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者						
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のため特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。						
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢> 「10人以上50人未満 10人以上50人未満 200人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 400人以上500人未満 500人以上1,000人未満 601,000人以上						
	€	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [O] その他 (LG-WAN回線を用いた提供)						
⑤委詞	モ先名の確認方法	下記、⑥委託者名の項の記載より確認できることを記載する。						
⑥委託先名		株式会社ミラボ						
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない						
委託	⑧再委託の許諾方法							
	9再委託事項							

5. 特定個人情報の提供・	多転(委託に伴うものを除く。)								
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (4)件 [] 移転を行っている ()件								
DELIC IS THE TIME	[] 行っていない								
提供先1	市町村長								
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の16の2								
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務								
③提供する情報	•予防接種情報								
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ								
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線								
○ +□ #+ +:+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙								
	[]その他 ()								
⑦時期·頻度	・照会を受けた都度								
提供先2~5									
提供先2	都道府県知事								
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の16の3								
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務								
③提供する情報	•予防接種情報								
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上								
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ								
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線								
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
	[] フラッシュメモリ []紙								
	[]その他 ()								
⑦時期·頻度	・照会を受けた都度								

提供先3	市町村長					
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の115の2					
②提供先における用途	・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
③提供する情報	・予防接種情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ					
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線					
6 6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
· 沙淀狀刀法	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度					
提供先4	市町村長					
提供先4 ①法令上の根拠	市町村長 ・番号法 第19条第16号					
①法令上の根拠	 ・番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) 					
①法令上の根拠 ②提供先における用途	・番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	 番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) (選択肢> 1) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	・番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ []情報提供ネットワークシステム []専用線					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	・番号法 第19条第16号 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					

6. 特定個人情	青報の保管・	消去
		<杉並区における措置> 1 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。 2 予防接種関係届(申出)書等の関係帳票については、入退室管理をする執務室内において鍵付きの書庫等で管理する。 3 保管期間については予防接種法に定められる期限までとし、期限を過ぎたものは消去する。
①保管場所 ※		<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
		くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理する。・個人番号が含まれる領域は、インターネットから、アクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	・予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されており、区民からの接種歴確認の問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある。
③消去方法		〈予防接種システムにおける措置〉・定期予防接種は、ワクチンに応じ、接種回数及び接種間隔が定まっており、かつ接種対象年齢が幅広いため、区民からの問い合わせに対応する必要があることから、接種歴は消去しない。〈紙媒体における措置〉・保管期限を過ぎた紙媒体(予防接種予診票等)は、年1回庁内で行う機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしている。〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉・特定個人情報の消去は、当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉・当区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。・当区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
7. 備考		
I <i>—</i>		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	
別紙【記録項目】のとおり	

別紙【記録項目】

●予防接種情報ファイル 住民情報

1	個人コード	2	氏名	3	性別	4	生年月日
5	住所	6	続柄	7	世帯番号	8	世帯主氏名
9	電話番号	10	住民となった日	11	転入前住所	12	被災者区分
13	DV区分	14	生保受給有無				

●予防接種情報ファイル 予防接種情報

<u> </u>	1/ 4 4	<u> </u>	レマシハ	17 111 111				
	1	接種名称区分	2	期·回数区分	3	接種日	4	接種種別区分
	5	負担金区分	6	接種医療機関名	7	接種区分	8	Lot番号
	9	接種量	10	印刷区分	11	接種補足区分	12	予診票再発行フラグ
	13	予診票再発行枚数	14	予診票再発行日	15	依頼書印刷区分	16	依頼書印刷日
	17	ワクチンメーカー区分	18	登録支所区分	19	個人番号		

○中間サーバコネクタDB

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○情報連携

	<u></u>						
1	四種混合(DPT-IPV)	2	三種混合(DPT)	3	二種混合(DT)	4	不活化ポリオ(IPV)
5	麻しん風しん混合(MR)	6	麻しん	7	風しん	8	日本脳炎
9	BCG	10	Hib	11	小児肺炎球菌	12	ヒトパピローマウイルス(2価)
13	ヒトパピローマウイルス(4価)	14	水痘	15	B型肝炎	16	高齢者肺炎球菌

○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1	個人番号	2	宛名番号	3	自治体コード	4	接種券番号
5	氏名	6	生年月日	7	性別	8	接種状況(実施/未実施)
9	期·回数区分	10	接種日	11	ワクチンメーカー区分	12	Lot番号
13	ワクチン種類	14	製品名	15	旅券関係情報(旧姓·別姓·別	名、ロー	マ字氏名、国籍、旅券番号)
16	証明書ID	17	証明書発行年月日				

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク					
	・保健予防課情報セキュリティ実施手順に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。					
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置) ・転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、国が定める書式の新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人から取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。・転出先市区町村からの個人番号の入手当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。					
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内 容	・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。					
その他の措置の内容	・予防接種システムは住基情報及び生活保護情報との連携処理にて取得する方法のみであるため、対象者以外の情報は入手されない。 ・委託医療機関及び他自治体から提出された予防接種予診票をシステムへ取り込む際、予診票に記載された4情報等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムに取り込む。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・委託業務については委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な情報入手を指導する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は、法令で定められ、杉並区情報公開・個人情報保護審議会への必要な手続きを行なったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取、保管、及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他区市町村の領域からは特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
入手の際の本人確認の措置 の内容	・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、予防接種システムで突合・確認を行う。					
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。					
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を 担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき、適宜調査を行い、必要に応じて データを修正することで正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。					
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を収受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた場所へ格納する。 ・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
性学個人情報の 1 千/情報性	供えットワークシステムを通じた 3 毛を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみアクセスで きるように制御している。

3. 特	3. 特定個人情報の使用						
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐(けけが行	われるリスク			
・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみとの紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システム布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセ				る情報のみ記録し、不必要な情報			
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。 ・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置接種会場では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。					
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)					
ユーサ	デ認証の管理	[行っている]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	ワードは「資源管理基準」、「庁内・登録されているユーザ情報につ・システムを利用する者1人に付ってクチン接種記録システム(VRS権限のない者によって不正に使り・ワクチン接種記録システム(VR作に限り可能になるよう制御して・LGーWAN端末は、限定された・ワクチン接種記録システム(VR	ネットワーいではあるI いっされるI のこれないいるいにないる。からしいおけれるI といるしいおけるのではない。 おいこればいるいでは、これにおけれている。	ーク等利用要領」により定め 理権限を付与された職員だ Dは1つのみで、IDの共有で る追加措置 Nよう、以下の対策を講じて ける特定個人情報へのアクセ グインできる権限を保持した サるログイン認証は、ユーザ	が定期的に確認し、記録に残す。 を禁止する。 いる。 セスは、LGーWAN端末による操		
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	長から管理権限を付与された職員された職員が行う。この他、申請報を管理権限を付与された職員が フクチン接種記録システム(VRS	員が行う。 漏れ等へ が得た段 ら)におけ	失効は、保健予防課からのの対応として、人事異動情階で、随時その権限を失効る追加措置			
アクセス権限の管理		[行っている]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	範囲を規定したもの)を作成し、気いが発見された場合には、ただち・ユーザーアカウントおよびアクセ「保健予防課情報セキュリティ実」・各システム共にユーザーIDのサワクチン接種記録システム(VRS	を と は、アク に は は に は に に に に に に に に に に に に に	フセス権限と事務の対応表 対与されている権限と対応系 は状態に修正する。 いて不要・不適切なものが に定められており、当該規定 としている。 る追加措置	(事務担当者に対する権限付与の 長が一致しているか点検を行い、違 ないか定期的に確認する手順が		

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき管理する。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「保健予防課情報セキュリティ実施手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措置の内容	・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「保健予防課情報セキュリティ実施手順」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。 ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置住民基本台帳システムや予防接種台帳管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のように対策を講じている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置

- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合の み入手し、使用する。
- ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を 入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	[]委託しない		
委託分 委託分	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク				
情報化	保護管理体制の確認	・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証:確認する。 ・「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイド・必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所について調査・立入調査を実施する。また、受託者が異区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の限にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、ム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システお、次の内容については、当該確認事項に規定されて・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関・再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関・再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関	ライン」に基づき、区が個人情報を保護するために 所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等 再委託を行っている場合は、再委託先に対しても における追加措置 関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用 当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システムの ムの運用保守事業者に委託することとする。な いる。		
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1)制限して	いる 2) 制限していない		
	具体的な制限方法	・委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。まを速やかに提出することを義務付ける。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を務付けている。 ・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操・操作権限によって画面に表示される項目及び発行す	た、体制に変更があった場合にも、変更後の体制 提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義 作の権限を与えている。		
特定値いの記	■人情報ファイルの取扱 は録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残	している 2) 記録を残していない		
	具体的な方法	・システムの操作ログを記録している。			
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めてい	る 2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 ・提供の禁止を契約書に明記している。			
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	・契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定			
特定個	固人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めてい	る 2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	契約で、以下の措置をとる旨を規定している。 ・業務を処理するために委託元から引き渡され、または記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還する去について別に指示した場合には、委託先事業者から出を義務付けている。	ものとする。ただし委託元が特定個人情報の消		

委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定		<選択肢> [定めている] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。 ・個人情報の適切な管理 ・秘密の保持 ・再委託の禁止 ・目的外の使用の禁止 ・第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還・廃棄 ・個人情報の取扱いに関する立入調査 ・事故発生時の報告 ・法令及び杉並区の条例遵守
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 4)再委託していない
	具体的な方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。
その他の措置の内容		・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	国人情報ファイルの取扱し	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特	 定個人情報の提供・移車	伝 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
リスク	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない			
	具体的な方法	・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。 ・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。 ・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に基づき管理する。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。			
	個人情報の提供・移転 るルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、 その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「保健予防課情報セキュリティ実施手順」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確 認を行う。			

その他の措置の内容	・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提	共・移転が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	・予防接種に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

- ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGーWAN端末)だけができるように制御している。
- ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。

具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元 の市区町村コードを提供する場面に限定する。

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を押止する仕組みになっている。(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク5: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。
- <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい 等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない	、
②安全管理体制	[十分に整備してい	る] <選択肢> 3 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備してい	る] <選択肢> 3 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[十分に周知してい	る] <選択肢> 3 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない

⑤物理的対策		[+	分に行って	こいる]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 3)十分に行ってし	て行っている いない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	用ロ・理視び・を・い・管・く・施在 ワワ等国ガ主・目がデ、及口機デ予、デしン中中錠に ククの際イに一的ラーシびグ器一防鍵スでス間間管よ チチ情規ラ以、別等ンタ人理新消種きで、るを一一をフ 接接ををンの過じ等ンタ人理新消種されて、	物をタな監を交去プロプログラインでする、重重キ取で物置理の含一に視行換証イ庫型の用・プラスをいいまで、実といす事で、まないでは、またのでは、またのでは、またのでは、カットと減りでは、カットと減り、ススパンの物では、カットとは、ススパンの物では、カットとは、ススパンの物では、カットとは、ススパンの物では、カットとは、ススパンの物では、カットとは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットをは、カットとは、カットとは、カットとは、カットとは、カットとは、カットとは、カットをは、	区録しか寺(伴て掲保セードファナーテラ対る効里の画媒特施に、旧すらすユー離ー」いる。 くくのラ的対し、施体定施に、旧すすすユー離ー」ムる。 くくのラ的対退をのの。、、、器・帳るテーすにです。 RSとめド策を記	しび人人事。に、票保ィーるおデた。、))のサを講記た帳情感申、保一の管イーにはいい、には統一満じ録専票報とは請う持一ちなり、おいまでででいる。というでは、おいるとは、おいると、おいると、おいると、おいる	サーバにない。 では、	きまずつよう 消 あ頭行 い 置っていない 大行 消 あ頭行 い 置っていない こう ま 帳定 ノ が 所内 取・運定 でいます です いっこう は でいっこう は がっこう は がっこう は しょう ず でんしょう は しょう かんしょう はんしょう はんしょう かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう かんしょう しょう しょう しょう かんしょう しょう しょう かんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	-バ設置エリアへの入退室管。データセンターは、カメラ監は、ICカード認証、顔認証及は、情報を消去し、その記録 杉並区文書等管理規定に従 は断処理し、記録に残す。 端末はキャビネットに施錠保
⑥技術的対策		[+	分に行って	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 3)十分に行ってし		2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	く不のLAN で区のサチチ情規ラ的領番道人 を接続している。 でのようでは、 でのようでは、 でのようでは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でいる。 でい。 でいる。	「ルス対WA ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ソー・イーテナオを当、領持正クナー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー・イー	・ット網)が いに、特 いは、特 のの一ばでするでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	いらの通信はファイる措置 定個人情報の適切 基準群に準拠した を利用しているため でいる。 タを保管する。 ットからアクセスで フセスできないようし ひため、外部からの	アウォールによりな取扱いに関っています。 開発・運用がされた、特定個人情 きないように制 こ制御し知・通失	するガイドライン、政府機関 れており、情報セキュリティの 報の適切な取扱いに関する 御している。
		[+	分に行って	こいる]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 3) 十分に行ってに	て行っている いない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周知		[+	分に行って	ている]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 3)十分に行ってい		2) 十分に行っている
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生	:なし]			<選択肢> 1)発生あり	2)発生なし
	その内容	_						
	再発防止策の内容	_	In 65:			<選択肢>		
10死者	者の個人番号 ┌────────────────────────────────────	[保管してし]	1) 保管している)保管していない
	具体的な保管方法	・生存者の(固人番号と	死者の個ノ	人番号を	区別しないため、生	E存者の個人番	号と同様の管理を行う。

その他の措置の内容		_
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管され続けるリスク
リスクに対する措置の内容		・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基 に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 特定個人情報が消	生されずいつまでも存在するリスク
消去引	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
	手順の内容	・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめて廃棄する。 文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えない よう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。 ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報政策課職員によ る消去処理を実施し、その記録を残す。
その他の措置の内容		_
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_		

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査	
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報政策課に報告している。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監査		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	〈本区における措置〉 ·杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉 ·運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
2. 従業者に対する教育・啓発		各発
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「保健予防課情報セキュリティ実施手順」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシ の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事 項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該シ ステムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先		郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係		
②請求方法		・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、"2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先"への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページー申請書サービス-行政関連-情報公開等ー自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL:https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)		
	特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける		
③手数料等		[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)		
④個人情報ファイル簿の公表		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	個人情報ファイル名	・予防接種情報ファイル		
	公表場所	「1. ①請求先」と同じ		
⑤法令による特別の手続		_		
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先		郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-20-1 杉並区保健福祉部杉並保健所保健予防課保健予防係		
②対応方法		・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。		

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1 甘珠石日部居				
	A T				
①実施日	令和3年6月1日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	2. 国民・住民等からの意見の聴取				
①方法	予防接種に関する事務全項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所にて公示。 意見ははがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙による受付。				
②実施日·期間	令和3年8月1日から令和3年8月31日				
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし				
④主な意見の内容	提出された意見なし				
⑤評価書への反映	意見の提出がないためなし				
3. 第三者点検					
①実施日	令和3年11月1日				
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。				
③結果	杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。				
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】					
①提出日					
②個人情報保護委員会によ る審査					

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 1②事務の内容	1. 疾病と予防接種の対象者以下の(1)~(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)~(16)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。 1. (17)を追加 2. 事務の内容 3. 事務の内容(新型コロナウイルス)を追加	1. 疾病と予防接種の対象者以下の(1)~(14)の疾病については「A類疾病」、また、(15)~(16)の疾病については「B類疾病」といい、定期の予防接種として実施する。(17)については「臨時接種」という。 (17)新型コロナウイルス 十二歳以上の者 2. 事務の内容(新型コロナウイルス)①接種券の発行住基の情報を基に、「1. 疾病と予防接種の対象者(17)」に該当する者に対し、予防接種の対象者(17)」に該当する者に対し、予防接種の対象者(17)」に該当する者に対し、予防接種の対象者を作成・発行する。②接種券発行履歴の登録ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。③接種券の再発行住基の情報を基に、接種券を紛失等した者に対し接種券の再発行を行う。④予防接種記録の管理医療機関等で予防接種を受けた区民の接種状況について、当該医療機関等から接種状況を記録した予診票を受理し、当該履歴をもとに接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ入力・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑤予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	I 2システム3 ②システムの機能	4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、基幹系システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 2システム4	-	「システム4」を追加	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	I 5法令上の根拠	追加	・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会 のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	I 6②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	I (別添1)事務の内容	追加	別紙「(別添1)事務の内容(新型コロナウイルス 感染症対策に係る事務)」を追加	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	Ⅱ2④記録される項目	10項目以上50項目未満	50項目以上100項目未満	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	Ⅱ3②入手方法	[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 [O]庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ3③入手の時期・頻度	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務: (入手元) 転入者本人又は転出先市区町村 (入手頻度・時期) 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) 転出先市区町村からの接種記録の照会を受ける都度 (入手方法) 入手元が転入者本人の場合は紙入手元が転出先で町村の場合はワクチン接種記録システム(VRS) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付: (入手元)接種を行った本人等 (入手元)接種を行った本人等 (入手規度・時期)接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 (入手方法)紙	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	Ⅱ3④入手に係る妥当性	種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 追加		事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ3⑤本人への明示	追加	・新型コロナウイルス感染症予防対策に係る予防接種事務において、当区への転入者から入手する場合は、接種者の同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	Ⅱ3⑧使用方法		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。・当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ3⑧情報の突合	突合キーとして、汎用機から転送される4情報及び生活保護受給情報と本特定個人情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを突合	・上記「⑧使用方法」欄に示す事務を正確かつ 効率的に行うために、個人コード(内部番号)を 突合キーとして、基幹系システムから転送され る4情報及び生活保護受給情報と本特定個人 情報ファイル内の予防接種対象者に関する情報とを 報とを突合する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務については、当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を 入手し、当区の接種記録と突合する。その際、 転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ当処理を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 4委託の有無	〔 委託する 〕 (2)件	〔 委託する 〕 (3)件	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ4委託事項3	-	「委託事項3」を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 5提供・委託の有無	提供を行っている(3)件	提供を行っている(4)件	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	II 5提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	II 5提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の16の3	番号法第19条第8号及び別表第2の16の3	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	II 5提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の115の2	番号法第19条第8号及び別表第2の115の2	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	Ⅱ5提供先4	-	「提供先4」を追加	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ 6①保管場所		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理する。・個人番号が含まれる領域は、インターネットから、アクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅱ 6③消去方法	追加	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・当区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・当区の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスはIaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない
令和3年12月1日	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファ イル記録項目		「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種に関する記録項目」を追加	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・変更が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	追加	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置)・転入者本人からの個人番号の入手当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入申請書機を設定とで、対象者が定める書式の新接種科本人から確認に、番号法第16条に基づき、本人報の入手を協定に、番号法第16条に基づき、本人報の入手を助出たのをでの、対象を確認する。・転出たののも、を出出のがよののも、を記したののを、対象を確認する。・転出たののも、を記したののも、を記したののも、を記したののも、を記したののも、を記したのを記した。を通じて、で、意とで、対象とには、を通じて、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでのに、、意とのでは、を通じて、、意とのでは、を通じて、、意とのでは、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、を通じて、、意とので、、、意とのでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータ ベースは、市区町村ごとに論理的に区分されて おり、他区市町村の領域からは特定個人情報 の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手する個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加·	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 入手した特定個人情報については、限定された 端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合のみアクセスできるよう に制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容		ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 接種会場では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGーWAN端末による操作に限り可能になるよう制御している。・LGーWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 のクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事 前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン 用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置住民基本台帳システムや予防接種台帳管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のように対策を講じている。・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可れた専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。・作業に用いる電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。・管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。・当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、個人番号を入手し、使用する。・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ4情報保護管理体制の確認	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限・特定個人情報ファイルの取扱いの記録・特定個人情報の提供ルール/消去ルール・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定・再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置転出元市区町村への個人番号の提供当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容		ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置・転出元市区町村への個人番号の提供当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ5特定個人情報の提供・移 転(移転や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除 く。)におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置		ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGーWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	き、事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	Ⅲ7リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的物理的対策を講じている。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅲ7リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	ワクチン接種記録システム(VRS)における措置 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政所機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているがイドラインで求める技術的対策を満たしている。・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理する。・当該領域のデータは、暗号化処理する。・個人番号が含まれように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・LGーWAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	IV 1①自己点検 具体的なチェック方法	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	IV1②監査 具体的な内容	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	IV2従業者に対する教育・啓 発 具体的な方法	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月1日	IV3	追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	車丝	特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項(緊急時 の事後評価)の適用対象